

税務調査で注意すべき「修繕費と資本的支出」について

週刊税務通信2019年11月25日号No.3582「税務調査を乗り切るポイント」愛知吉隆著より

「修繕費」と「資本的支出」について

減価償却資産関連の支出には、通常の維持管理費のほかに、破損部分の修繕、より性能を上げるための改造等があります。その支出によって資産の①使用可能期間を延長させる部分、②価値を増加させる部分がある場合は、新たな資産の取得(資本的支出)として資産計上し、減価償却することとなります。

(1) 修繕費 (キーワード…「原状回復」「消耗部品取替え」「オーバーホール」)

①機械装置の移設の費用(集中生産のための移設を除く) ②建物の移設(解体)費用、地盤沈下の回復対応費用 ③家屋又は壁の塗替え、家屋の床の毀損部分の取替え、畳の表替え ④毀損した瓦・ガラスの取替え、障子・襖の張替え ⑤自動車タイヤの取替

(2) 資本的支出 (キーワード…「用途変更」「付加機能」「改造・改装」「性能アップ」)

⑥建物の非常階段の取付け等物理的に付加した部分に係る費用 ⑦用途変更のための模様替え、改造、改装に直接要した費用 ⑧機械部品を特に品質又は性能の高いものに取り換えた費用のうち、通常取替えに要すると認められる費用を超える部分

税務調査のポイント

調査で注目⇒**稟議書**(修繕を行う目的や予測される効果)や**見積書**(実際の修繕内容)。

①稟議書に上記の「キーワード」がないかを確認し、修理内容と照らし合わせ実体を説明できるように準備。

②修繕後は新品のような状態があるので、大掛かりの修繕の場合、修繕前の状態をデジカメで写しておく。

③古い物だと同じ材料がなく、品質の良いものが以前より安価で手に入り、材質を替えて修理する場合⇒通常の維持を超える判断する場合でも、通常要する修繕費用との差額のみを資本的支出とすれば足りると考えます。⇒このような修繕を行う場合、従前のもので修繕した場合の見積もりも一緒に取っておくとよい

資本的支出か修繕費かの判断は難しいので、**実務では右図の通達で整理している基準で判断することが一般的**です。

資本的支出と修繕費の判定

